

労働者が安全に働くために 新たな化学物質規制が導入されます!

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

改正のポイント

- ① ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。
- ② リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。
- ③ 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます。
- ④ 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。

これまで以上に「**事業者の主体的な取組**」が求められます!

※岡山労働局では、令和5年3月までオンライン説明会を実施しています

案内はこちら→



岡山労働局・労働基準監督署

改正内容の詳細はこちら→



農業資材費の高騰に関する 支援策のお知らせ(期限延長)

農業資材費高騰の影響緩和のため、水稻農家向けに以下の支援策を実施しています。
なお、申請期限を3月20日(月)までに延長しておりますので、役場産業観光課へお願いします。

○対象者

令和4年度営農計画書提出者で、水稻作付面積(主食用米、飼料用米、加工用米、WCS用稲)10a超の農家

○交付金額

交付対象面積(※1) × 交付単価3,000円/10a

※1 水稻作付面積から自家消費分(保有米)等として一律10aを控除した面積とします。

○申請の流れ

対象の方には、9月中に申請書類を郵送しています。申請書と振込口座の通帳写し(通帳の表紙及び通帳を開いた1、2ページ目の写し)をご提出ください。

営農計画書を未提出の方は、ご提出により対象となりますので、産業観光課までご相談ください。

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課 担当: 山口 電話(0868)54-2987 FAX(0868)54-3662